

一般財団法人滋賀YMCA定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人滋賀YMCAと称する。

- 2 この法人の英文での標記は、The Shiga Young Men's Christian Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県近江八幡市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業等

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神に基づき、青少年をはじめとする全ての人々の心身と人格の健全な成長を図るとともに奉仕の精神を養い、もって地域社会の発展と世界の平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 幼児及び青少年の健全育成に資する事業
 - (2) 社会教育、国際理解教育・国際協力に資する事業
 - (3) 障がいや災害などにより支援を必要とする人たちを支える事業
 - (4) 人間性を育み、幼児から高齢者まで福祉社会に寄与する事業
 - (5) 前各号の事業を遂行するための旅行業法に基づく旅行業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。

(基本原則)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、以下の「日本YMCA基本原則」を承認する。

「私たち日本のYMCAは、イエス・キリストにおいて示された愛と奉仕の生き方に学びつつ、世界のYMCAとのつながりのなかで、次の使命を担います。私たちは、すべての人びとが生涯をとおして全人的に成長することを願い、すべてのいのちをかけがえのない

ものとして守り育てます。私たちは、一人ひとりの人権を守り、正義と公平を求め、喜びを共にし、痛みを分かちあう社会をめざします。私たちは、アジア・太平洋地域の人びとへの歴史的責任を認識しつつ、世界の人びとと共に平和の実現に努めます。」

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的支出計画実施報告書)

第10条 理事長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公的目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員7名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任は評議員会の決議により行う。

2 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を、支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は次の事項を決議する。

- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以

上が議長とともに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上9名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の1名を副理事長、これらの者以外の1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は理事会の決議において理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときはその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 理事及び監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任の免除)

- 第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

- 第31条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第8章 会員

第37条 この法人には、法人の目的に賛同する少年会員、成人会員、維持会員、及び賛助会員（以下「会員」という。）を置くことができる。

- 2 会員に関する必要事項は、理事会の決議によって別に定める。

第9章 事務局

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、総主事及び所要の職員を置く。
- 3 総主事は理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、久保田正紀とする。

2014 年 12 月 13 日 評議員会にて一部変更